

静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の改正について

1. 条例改正について

【概要】

本条例は、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）第10条第1項の規定に基づき、国の省令で定める基準を参酌して、市が管理する県道及び市道の道路移動等円滑化基準を条例で定めている。

バリアフリー法の改正に伴い新たに「**旅客特定車両停留施設**」が、**バリアフリー基準適合義務の対象施設として追記された。**

このことから、条例においても「**旅客特定車両停留施設**」の構造基準を定める等、所要の改正を行うものである。

バリアフリー基準適合義務の対象拡大 国土交通省

■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

<p>公共交通事業者等</p> <p>※その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が運送用の対象</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  鉄道事業者  軌道経営者 </div> <div style="text-align: center;">  路線バス事業者（定期運行） 車椅子対応型の車両を導入する際に、ハードの基準適合を義務付け </div> <div style="text-align: center;">  貸切バス事業者  タクシー事業者 </div> <div style="text-align: center;">  一般旅客定期航路事業者  旅客不定期航路事業者（遊覧船等） </div> <div style="text-align: center;">  本邦航空運送事業者  航空旅客ターミナル管理者 </div> </div>		
<p>建築物</p> <p>特別特定建築物（2,000㎡以上） （特別支援学校、病院、店舗、ホテル等）</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>特別特定建築物に公立小中学校を追加</p>	<p>道路</p> <p>特定道路 （移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通大臣が指定）</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>旅客特定車両停留施設 （バス等の旅客の乗降のための道路施設）</p>	<p>公園施設</p> <p>特定公園施設 （都市公園内の園路、広場、休憩所、駐車場、便所等）</p> <p>路外駐車場</p> <p>特定路外駐車場 （500㎡以上の駐車料金を徴収する路外駐車場）</p>

6

出展：国土交通省資料

2. 法律上の体系について

【法律】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

第10条

道路管理者は、特定道路又は**旅客特定車両停留施設**の新設又は改築を行うときは、当該特定道路又は当該旅客特定車両停留施設を、**移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例**（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）**で定める基準**（以下この条において「**道路移動等円滑化基準**」という。）**に適合させなければならない。**

【省令】 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

第1条

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する**道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準**並びに**同条第三項及び第四項の主務省令で定める基準**を定めるものとする。

【条例】 静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

第1条

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に係る**移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準**を定めるものとする。

静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の改正について

3. 背景

○国交省によるバスタプロジェクトの全国展開
⇒バスタプロジェクトとは、道路管理者が主体となって**集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備・マネジメント**を行うことにより、地域における課題解決とともに、「みち」・「えき」・「まち」が**一体となった新たな空間**の創出により、道路ネットワークの機能を最大限に発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組である。

○鉄道、バス、タクシー等の乗降所を集約し、スムーズな乗り継ぎが可能となることで、利便性向上が図れるだけでなく、交通混雑の緩和や物流の円滑化が期待されている。

○道路法の改正（令和2年5月27日公布、令和2年11月25日施行）
⇒道路法の改正により、新たに「特定車両停留施設」が道路附属物として位置づけられた。

○特定車両停留施設
⇒バスやトラック、タクシーなどあらかじめ指定された特定の種類の車両のうち、停留の許可を受けた車両が停留することができる施設のことであり、道路法の改正により創設された制度

バスタプロジェクトのコンセプト

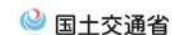


- バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う**集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備・マネジメント**により、地域における課題を解決するとともに、**みち・えき・まちが一体となった新たな空間**の創出により、**道路ネットワークの機能を最大限発現し**、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組。
- 具体的には、交通拠点における「人中心の空間づくりの推進」、「モーダルコネクトの強化」、「官民連携の推進」、ICT等を活用した交通マネジメントの高度化等の取組や、交通拠点のネットワーク化を通じて、**道路交通ネットワークのトータルマネジメント**を目指す。

集約型公共交通ターミナルによりみち・えき・まちが一体となった新たな未来空間の創出

人中心の空間づくりの推進 動線・施設配置の最適化 バリアフリー化 待合環境の改善 賑わい空間の創出 MaaS等への対応	モーダルコネクトの強化 バス等の集約・ターミナル化 災害時の輸送確保 新たなモビリティへの対応 他の交通モード・拠点との連携 ICT等を活用した交通マネジメントの高度化（平常時・災害時）	官民連携の推進 PPP/PPFの活用 道路空間の立体的な活用 まちづくりとの連携 イベントの実施 各種情報提供・活用（災害時の情報提供等）
地域の活性化 地域の発展に即した公共交通ネットワークの充実や優越公共交通を劣勢に転換することにより、人との流れや地域の活性化等をより一層促進。	災害対応の強化 災害時の輸送等の代替交通機関としてのバスの機能を強化し、災害時の人命を確保。	生産性の向上 ドライバー不足が進行するバスの運行効率化を促進するとともに、バスの利用促進により都市部の空路損失を削減。

2. 特定車両停留施設について



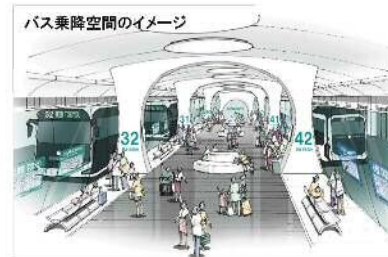
① 特定車両停留施設の概要

特定車両停留施設

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け

事業者専用の道路施設の構築

- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「**特定車両停留施設**」を、新たに道路附属物として位置付け
 - 施設を利用できる車両の種類を道路管理者が指定する
 - 車両を停留する際にあらかじめ道路管理者が許可する
 - 道路管理者が停留料金を徴収することができる 等



出典：国交2号等 神戸三宮駅構内空間の事業計画 出展：国土交通省資料

静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の改正について

4. 道路移動等円滑化基準省令の改正の概要

○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正
(令和3年4月1日施行)

- ⇒ **旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、道路移動等円滑化基準で定める基準に適合させなければならない** (バリアフリー法第10条1項)
- ⇒ 既存の旅客ターミナル等のバリアフリー基準 (公共交通移動等円滑化基準) を参考に基準を策定 (バリアフリー法第8条1項)

通路		出入口		傾斜路	
道路基準(案) ・有効幅員 <u>1.4m以上</u> ・構造上やむを得ない場合は <u>1.2m以上</u> (通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設ける)	公共交通基準(準用した基準) ・有効幅員 <u>1.4m以上</u> ・構造上やむを得ない場合は <u>1.2m以上</u> (通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設ける)	道路基準(案) ・有効幅員 <u>0.9m以上</u> ・構造上やむを得ない場合は <u>0.8m以上</u> ・自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	公共交通基準(準用した基準) ・有効幅員 <u>0.9m以上</u> ・構造上やむを得ない場合は <u>0.8m以上</u> ・自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	道路基準(案) ・有効幅員 <u>1.2m以上</u> ・階段に併設する場合は <u>0.9m以上</u> ・縦断勾配 <u>8%以下</u> ・二段式の手すりを両側に設置	公共交通基準(準用した基準) ・有効幅員 <u>1.2m以上</u> ・階段に併設する場合は <u>0.9m以上</u> ・縦断勾配 <u>1/12(8.3%)以下</u> ・手すりを両側に設置

出展：国土交通省資料

※ 既存の旅客ターミナルは、公共交通移動円滑化基準に基づき整備されている。

5. 旅客特定車両停留施設のイメージ

○旅客特定車両停留施設とは・・・
交通の緩和や物流の円滑化のための、バス、トラック、タクシー等の事業者**専用**停留施設のうち、「乗降所」「通路」「待合所」などの**旅客**を対象とする特定車両停留施設であり、道路管理者が設け、管理するもの

旅客特定車両停留施設の範囲

国土交通省

旅客特定車両停留施設

○バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設(特定車両停留施設)のうち、旅客を対象とする特定車両停留施設(旅客特定車両停留施設)をバリアフリー基準適合対象に追加

